

こども安全フォーラム～未来へつなぐ
—こども安全と事故予防に関わる取組と実践—
内閣府特命担当大臣 参議院議員 医師 自見はなこ

みなさまこんにちは
大変お世話になっております。
参議院議員の自見はなこでございます。

日本こども安全学会第10回大会の開催、誠にありがとうございます。「こども安全フォーラム～未来へつなぐ」、テーマは、「こども安全と事故予防に関わる取組と実践」ということでありまして、まさにこども家庭庁ができて時期を得た内容で開催していただけますことを、心から感謝、御礼を申し上げたいと思います。

吉川慎之介記念基金の代表理事の吉川優子さんをはじめとした関係各位のたくさんの方々が、本日はお集まりだと思いますが、7年前に国会へ送っていただいたから、ずっと継続的にわたくしをいつも励ましてくださり、こどもの安全について大きな柱を建ててくださった皆さまが、一堂に会して開催して下さっていることだと思います。改めて皆さまお一人お一人の立場でのお働きに、心から感謝を申し上げたいと思います。

1年前、参議院選挙がございまして、2期目の当選をさせていただきました。その直前の6月15日には、これは記念すべきことで、こども基本法が超党派の議員立法として成立し、こども家庭庁の設置法案も同日に成立をいたしました。そして今年の4月1日、いよいよこども家庭庁がオープンしたということでありまして、吉川さんや山中先生をはじめとした先生方にもお越しを頂きました。

こども基本法の中に、一人一人のこどもたちがすくすくとたくましく育つ、こども達の基本的な人権や差別をされないということ、あるいはこどもの意見表明権ということも書かせていただきました。同時に、こども達とこどもを取り巻く環境の一番身近にいるお父さんやお母さんや保護者、家庭の皆さんが喜びを持って子育てをできる社会にしたいという基本理念も謳わせていただいたところでもあります。そんな中、発足したこども家庭庁の中に、こども安全課という新しい課をつくることができました。これは、2018年の12月に成立した成育基本法に一番初めにCDR、チャイルド・デス・レビューを書かせていただきましたが、そ

こを具現化するための所管の課であると同時に母子保健課と連携でということではございますが、責任の所在を一つの省庁の中ではっきりさせながら進めていくということで、非常に大きな一歩を踏み出すことができたのではないかと考えております。

早速、出口先生にもお越しいただきまして、先生方がされている取組について役所にも聞いていただきまして、非常に参考になったということで、これからの施策づくりにおいても、密にコミュニケーションしたいと申し出ておりましたので、引き続き、ご提案をお願いしたいと考えております。

今年の4月に開設したこども家庭庁でございましたが、それまでにはいろんなことがございました。バスの置き去り事故もありましたし、そこについては安全点検の義務を課したり、送迎バスの中に安全装置の設置を義務化したということもございました。そして、夏が近づくにつれ、今年にはたくさんの方の水辺の事故が起きました。コロナが明けて、ようやく家族旅行やお友達と旅行する、遊びに行くなど解放感に浸る中で、たくさんの子供たちや若者たちが水辺の事故に巻き込まれるという事例が後を絶ちませんでした。ライフセービング協会の皆様や吉川さんをはじめとした関係者の皆さまには、早速動いていただいて、様々な注意喚起にも越智から頂いたことを心から感謝をしております。

また、CDRにつきましてもずいぶんと進んできたかなと思っています。今まで、わたくしが当選をして2018年に成育基本法に書いてから、いくつかの研究班が走っております。沼口先生を中心とした研究班もありますし、それをどう具現化していくのかといういくつかの分類の中で、研究班が運用されているところがありますが、モデル事業を引き受けて下さっている皆様のご意見も伺っております。今後、それらをどういう風に、進めていくのかというところを役所の中でもしっかりと議論をしていたところでもありました。参議院議員の山田太郎先生が、国会で質問に立たれまして、その時は、わたくしは大臣政務官として答弁を

受けたという経験がついこの前でございます。その際の答弁の内容でございますが、山田太郎先生からご指摘いただいたのは、モデル事業の皆様が感じていることとほぼ同じでありまして、遺族の同意というところについて、どういう風な在り方があるべきかなどを中心に、より予防に即したこどもたちの死因究明の在り方についてのご質問でした。わたくしの方からは、厚生労働省のこども家庭局時代からの研究班から一定の結論が出ているものであります。海外での CDR の運用の基準の根拠となる法律を調査研究しているものもございまして、そういったものも掘り起こしながら、多くの諸外国においては、こどもたちを守る、亡くなったこどもたちの死因をきちんと究明する、そして社会全体で予防するというところに主眼が置かれますので、そこについて本人同意を必要としない国が大変多いということなどの資料も拝読をさせていただいたわけでありまして。現行でできること、また個人情報保護法など様々な日本にある既存の法律の枠組みの中で、あるいは刑事訴訟法との枠組みの中で、これらをどのように法体系の中でわたくしたちが解決策を見出していくのかということところが、これからこども家庭庁の事務的には求められていくことだと思っております。わたくしからの山田太郎先生への答えは、法的な枠組みを含めて検討するという事を申し上げたところでございますが、行政の答弁としては、実はかなり踏み込んだ答弁でございます。できないことはできないというのがわたくしたちでございますので、その中で、法的なことも言及したということは驚くほど大きな一歩だということ、ご理解賜ればありがたいと思っております。

そして、先生方にお世話になる中で、この度わたくしは、岸田内閣改造におきまして、国務大臣を拝命をいたしました。わたくしの担当は、地方創生と国際博覧会の担当大臣であります。地方創生は、沖縄・北方対策、消費者および食品安全、アイヌ施策、そして地方創生ということでございます。様々な課題がありますが、地方創生は、全国津々浦々を回らせていただいていた全国比例区選出のわたくしと致しましては、都会の課題も非常に重要なのでありますが、人口減少に苦しむ地域のトランスフォーメーション的な課題もたくさんございます。買い物難民やお産の難民をどうす

るんだというようなところにも、あたたかい視線が向くような施策の展開ができればこんなに幸せなことは無いと思っております。同時に、国際博覧会は、今思えばご縁があったんだなと思っておりますが、わたくしが平成 28 年に当選をさせていただきましたその直後に、わたくしの当時の後援会長でありました日本医師会長の横倉義武先生が世界医師会長に就任されておまして、世界医師会長の立場として、万博誘致のための特使になっておられましたので、世界に行くときに日本の万博誘致をお願いした経緯がございます。また、テーマが「いのち輝く未来社会デザイン」でありまして、凶らずしもコロナの後の初めてのポスト Covid-19 エクスポでございますので、世界全体でポストコロナをどう考えていくのかということ、しっかりと向き合う万博にしたいと思っております。同時に、わたくしは、こども政策に邁進をしております。特に、支援を必要とするこどもたち、あるいは難病と闘っているこどもたち、そういったこどもたちにも体験の機会をぜひともと考えております。こどもホスピス議連というものを起ちあげまして、その結果、こども家庭庁では、こどもホスピスの調査研究まで始まっているところでもありますから、そういった機運醸成といったところでは、本当にすべてのこどもたちに恩恵が与えられるようにしたいと思っております。コロナにつきましても、当然医療従事者もたくさん頑張りましたし、外食産業の皆さまやありとあらゆる立場の方、大人も頑張りましたが、一方でこどもと若者も、突然学校へ行けなくなったり、居場所がないとか、あるいは若者も青春を返せと言われたこともありましたので、今一度、絆をしっかりと確認をし、そして心穏やかに、そして楽しく万博を楽しめるようなそういうものになりたいと思っております。

先生方のお力は、これからも益々必要だと思っておりますし、これからも先生方と二人三脚でこども政策、とくに、事故予防やあるいは虐待というところで、社会全体で、PDCA サイクルを回して行って、こどもが死なない国にしたいというのが山田太郎先生とわたくしの共通の願いであります。ぜひこの願いの実現のために、共に邁進してまいりたいという思いを込めて、わたくしのご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。